

# 日本婦人科腫瘍学会 専門医制度規則資格認定施行細則

## 第1章 総 則

第1条 日本婦人科腫瘍学会専門医制度規則の婦人科腫瘍専門医資格認定の施行にあたり、規則に定められた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

第2条 この細則は、専門医の認定または更新を申請する場合において適用する。

## 第2章 委 員 会

第3条 専門医制度委員会委員は委員長および委員10名とするが、理事長は若干名の委員を選任し追加することができる。

第4条 専門医制度委員会は、専門医の審査に関して、以下の業務を管掌する。

- 1) 専門医の適否の判定
- 2) 関連学会との連絡および調整

第5条 資格認定委員会は、専門医の審査に関して以下の業務を管掌する。

- 1) 修練ガイドラインの設定と公示
- 2) 申請資格および認定審査に必要な調査
- 3) 試験の施行と成績判定
- 4) 申請資格の審査
- 5) 認定審査
- 6) その他、本制度の資格認定業務に必要な事項
- 7) 本施行細則およびその付則の改正に関する審議

第6条 資格認定委員の定数は、10名とする。

第7条 委員会は、次の要項に従って行う。

- 1) 委員会の成立は、委員現在数の2/3以上とし、文書による委任を認める。
- 2) 議事は、出席者の過半数の同意によって決する。可否同数の場合は、委員長がこれを決する。
- 3) 議事録は、委員長が作成し、委員長および出席者代表2名が署名し、事務所に保管する。
- 4) 委員会は、公開しない。議事録の閲覧は、委員長の許可を得るものとする。

## 第3章 専門医の認定

### 第1節 審査と認定

第8条 専門医の審査は、書類および試験によって行う。試験は、筆記試験および口頭試問による。

第9条 資格認定委員会は、毎年、次の年度の専門医認定の業務に関する要項を決定し、機関誌および会告その他によって会員に広告する。

第10条 資格認定委員会は、第14条に定める期限までに提出された申請書類について、不備のないことを確認する。

2. 資格認定委員会は、申請書類の正本を本学会事務所に受理した日から1年間保管する。

3. 資格認定委員会は、各申請者の申請書類の副本および必要な書類等を試験委員会の審査に供するため、試験委員長に送付する。

第11条 資格認定委員会は、試験問題作成委員会を設置する。

1) 試験問題作成委員長は、資格認定委員長が併任し、委員若干名を選任する。

2) 試験問題作成委員会は、専門医の認定審査に必要な試験問題を作成する。

3) その年の出題問題は、作成された問題の中から資格認定委員会が選定する。

4) 試験問題作成委員の任期は、資格認定委員に準ずる。

5) 試験問題作成委員に欠員を生じたときは、資格認定委員長は補充することができる。

6) 補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第12条 資格認定委員長は、資格認定委員会の議を経て、試験委員長を任命する。また、その年の専門医の審査を行うために必要な試験委員の数を決定し、試験委員を選任する。

2. 試験委員に欠員を生じたときは、資格認定委員長は補充することができる。

第13条 資格認定委員会は、その年の試験委員による審査を経た専門医申請者について審査を行う。

2. 資格認定委員会は、5年毎に専門医更新申請者の審査を行う。

3. 専門医の認定業務は、申請の行われた年度の2月末までに完了しなければならない。

### 第2節 専門医の申請

第14条 専門医の認定を申請する者は、審査を受けようとする年の5月末までに必ず到着するよう、専門医申請書類を提出しなければならない。

2. 専門医の更新を申請する者は、更新の前年度の12月末までに必ず到着するよう、専門医更新申請書類を提出しなければならない。

第15条 専門医の認定,または更新の認定を申請する者は,手数料として,10,000円を納付しなければならない。

2. 既納の手料は,いかなる理由があっても返却しない。

第16条 専門医申請者は,次の各号に定められた臨床修練の診療実績,業績および研修実績を有していなければならない。

1) 診療経験

指定修練施設において修練ガイドラインに則り,通算3年以上5年までの修練を受けて,この間の診療実績一覧表を提出する。婦人科浸潤がん症例(手術,放射線治療,化学療法などを含む)150例以上の経験を必要とする。手術は,浸潤がんの執刀者として30例以上,第一助手として30例,その他の助手として40例を含めて100例以上の浸潤がんの手術経験を必要とする。この手術経験のうち15例以上は広汎子宮全摘出術の執刀者でなければならない。また,消化器外科と泌尿器科の経験症例を診療実績一覧表に記入する。

関連施設で経験した症例を加算してもよいが,その関連施設は指定修練施設の条件を満たしており,また専門医(または暫定指導医)が常勤していなければならない。

2) 業績

婦人科腫瘍に関する筆頭者としての研究発表2件以上(論文1編を含む)を必要とする。この業績は,資格認定委員会の審査によって適当であると認められた医学雑誌および学術集會に発表されたものでなければならない。

3) 研修実績

修練ガイドラインにそって5年間以上の研修を受けること。また,専門医修練期間中に本会の教育プログラムに3回以上出席し,受講票の控えを提出しなければならない。

2. 専門医更新申請者は,過去5年間の診療実績一覧表を作成する。また,本会の学術集會または教育プログラム,あるいは本会の認める他の学会・学術集會に出席し,それを証明する証書を提出しなければならない。なお更新に必要なポイント数は5年間で10ポイント以上とする。

本会

1) 日本婦人科腫瘍学会学術集會(1ポイント)

2) 日本婦人科腫瘍学会教育プログラム(1ポイント)

本会以外

1) 日本癌治療学会(1ポイント)

2) 日本癌学会(1ポイント)

3) 日本臨床腫瘍学会(1ポイント)

4) 日本病理学会(1ポイント)

5) 日本放射線腫瘍学会(1ポイント)

6) その他

第17条 専門医申請者の指導責任者は,資格認定委員会から要請を受けたとき,専門医申請者についての意見書を,資格認定委員会に提出しなければならない。

第18条 審査過程において,専門医申請者および専門医更新申請者の申請内容に重大な虚偽が認められたときは,専門医制度委員会および理事会の議を経て,次に挙げる必要な措置を講ずるものとする。

1) 専門医申請者および専門医更新申請者に対する嚴重警告または申請資格の停止などの措置

2) 指導責任者に対する嚴重警告または専門医(または暫定指導医)資格の停止などの措置

3) 所属指定修練施設に対する嚴重警告または指導などの措置

#### 第4章 認定料

第19条 専門医認定証の交付を受け専門医として登録する者は,認定料として,40,000円を納付しなければならない。

第20条 既納の認定料は,いかなる理由があっても返却しない。

#### 第5章 経過措置(暫定指導医)

暫定指導医

第21条 本専門医制度発足に当たり,専門医が育成されるまでの間は,指定修練施設において修練医の教育にあたる暫定指導医を認定する。

2. 暫定指導医の資格は,資格取得後原則として5年で消滅する。

3. 暫定指導医が専門医となるためには専門医試験に合格しなければならない。この場合,規則第4章9条4号の「指定修練施設における3年以上の修練」条項は免除する。

委員会の設置

第22条 理事長は,理事会の議を経て,理事・評議員の中から暫定指導医資格認定委員会の委員長および委員10名を選出する。

申請資格

第23条 暫定指導医の認定を申請する者は,次の各号に定

めるすべての資格を要する。

- 1) 日本国の医師免許証を有すること
- 2) 日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医であること
- 3) 継続5年以上本学会会員であること  
(会員歴には日本婦人科腫瘍学会の前身である日本婦人科病理・コルボスコピー学会、或いは日本産婦人科腫瘍マーカー・遺伝子研究会、日本婦人科悪性腫瘍化学療法学会、子宮癌研究会の会員歴も含める)
- 4) 婦人科腫瘍臨床の指導に10年以上従事しており、今後も修練医の教育に携わることができること
- 5) 十分な婦人科浸潤がんの手術経験を有すること  
(目安としては、過去5年間の婦人科浸潤がん手術症例数が50例を超えていること)
- 6) 婦人科腫瘍学に関する論文10編以上(筆頭者論文5編以上を含む)
- 7) 本学会の定める修練ガイドライン又はこれに相当するカリキュラムにそって5年以上の研修を受けていること

#### 申請方法

第24条 暫定指導医申請者は、次の各号に定める申請書類の正本および副本を資格認定委員会に提出し、手数料を納付する。

- 1) 暫定指導医認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 日本国の医師免許証(写)
- 4) 日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医認定証(写)
- 5) 本学会在籍(5年以上)証明書
- 6) 施設での過去5年のがん診療実績一覧表および証明書類
- 7) 過去5年間の手術症例と役割(術者、第1助手、第2助手)
- 8) 業績目録および業績
- 9) 暫定指導医の申請は、平成16年12月末日までの間に行うものとする。

第25条 暫定指導医の認定を申請する者は、手数料として、10,000円を納付しなければならない。

2. 既納の手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

#### 審査

第26条 暫定指導医申請者については、資格認定委員会が申請書類によって申請者の暫定指導医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い、理事長に答申する。

#### 認定証の交付

第27条 理事長は、専門医制度委員会が認めた者に対して、理事会の議を経て暫定指導医認定証を交付する。

2. 認定証の有効期間は、交付の日から5年とする。

#### 認定料

第28条 暫定指導医認定証の交付を受けて暫定指導医として登録する者は、認定料として、20,000円を納付しなければならない。

2. 既納の認定料は、いかなる理由があっても返却しない。

#### 第6章 経過措置(修練修了相当の医師)

第29条 専門医制度規則第4章(専門医の申請資格)第9条(申請資格)の1), 2), 3), 4), 5)を満たし、暫定指導医ないし専門医2名が特別に推薦する場合には、指定修練施設における3年間の修練を受けることなく専門医試験受験資格を認める。本申請に際しては過去の修練内容が修練カリキュラム修了相当〔資格認定施行細則第3章(専門医の認定)第2節(専門医の申請)第16条参照〕であることを示す書類一式の提出が必要である。また専門医制度規則第5章第10条にある各申請書については申請前5年間の研修、診療実績一覧表および手術記録の提出を必要とする。症例数が規定に満たない場合は申請前10年までさかのぼって診療実績を追加することができる。ただし、本特例により2007年度から2009年度までの間に受験資格の認定がなされた者に対して、2007年度から2010年度までの受験を認める。

#### 第7章 細則の変更

第30条 本施行細則は、専門医制度委員会および理事会の議を経て改正することができる。

#### 付 則

1. 本施行細則は、平成16年7月16日から施行する。
2. 平成17年12月8日 一部改定施行
3. 平成18年7月19日 一部改訂施行
4. 平成18年11月22日 一部改訂施行
5. 平成19年11月22日 一部改定施行
6. 平成20年7月16日 一部改訂施行